

農地中間管理事業の推進に関する法律 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を 改正する等の法律の概要

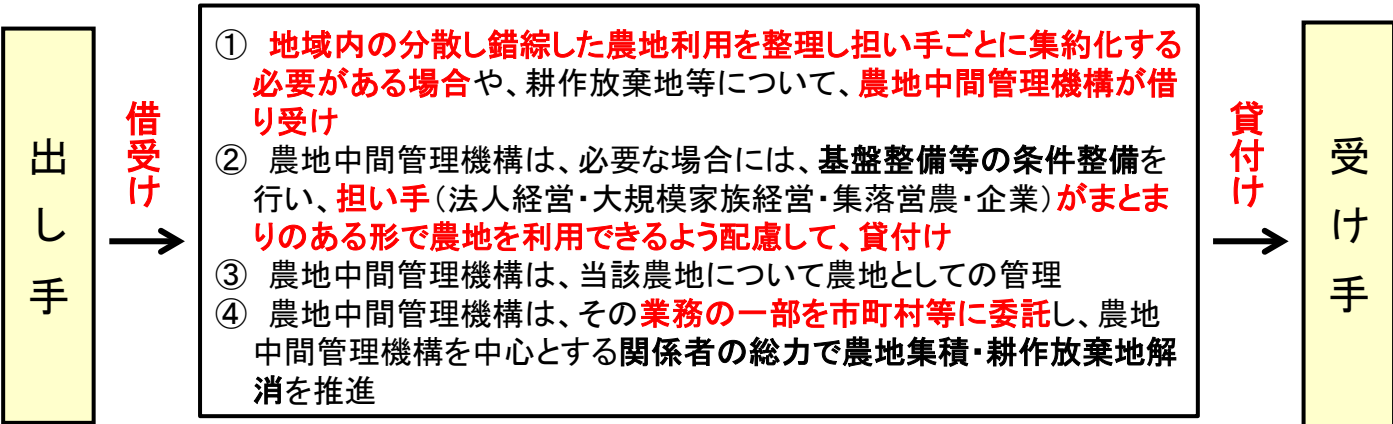
10年後に目指す姿(日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定))

- 担い手が利用する農地面積を全農地の8割(現状5割)に拡大。
- 新規就農し定着する農業者を倍増し、40代以下の農業従事者を40万人(現状20万人)に拡大
- 法人経営体を5万法人(現状12,500法人)に拡大

法律の概要

1. 農地中間管理事業の推進に関する法律

農地中間管理機構(都道府県に1つ)(農地集積バンク)



2. 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を 改正する等の法律

- (1) 農業経営基盤強化促進法の一部改正
就農支援資金を都道府県資金から日本政策金融公庫資金への変更等の見直し
- (2) 農地法の一部改正
 - ① 遊休農地対策の強化
 - i 遊休農地予備軍も対象とする。
 - ii 農地中間管理機構に貸し付ける意思等の調査から手続を開始し、裁定(利用権設定)に至る手続を簡素化。
 - iii 所有者不明等の際の公告手続の改善
 - ② 農地台帳等の法定化
- (3) 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部改正
農業法人投資育成事業の実施主体について、現行の株式会社のほか、投資事業有限責任組合を加える等の見直し

I 農地中間管理事業の推進に関する法律

1 目的

農地中間管理機構の指定その他これを推進するための措置等を定めることにより、農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資することを目的とする。

2 農地中間管理事業の推進に関する基本方針

都道府県知事は、基本方針を定め、その中に、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積に関する目標等を定める。

3 農地中間管理事業

- ・ 農地の借受け、貸付け等
- ・ 農地の利用条件の改善
- ・ 農地の管理

4 農地中間管理機構の指定等

- ・ 都道府県知事は、農地中間管理事業を公正に行うことができる一般社団法人又は一般財団法人を、都道府県に一を限って指定する。
- ・ 農地中間管理機構の役員を選任及び解任は、都道府県知事の認可を受けなければ効力を生じず、事業の実施状況が著しく不十分な場合等には都道府県知事は解任すべきことを命じることができる。
- ・ 農地中間管理機構は、農用地を貸し付ける相手方の選定方法等を定めた農地中間管理事業規程を定め、都道府県知事の認可を受け、公表する。

5 農地の借受け・貸付け等

- ・ 農地中間管理機構は、定期的に、区域ごとに、農用地の借受けを希望する者を募集し、応募した者及びその応募の内容を整理して公表し、その中から、農地中間管理事業規程の定めるところにより、適切な貸付けの相手方を選定する。
- ・ 農地中間管理機構は、貸付けに当たって農用地利用配分計画を定めて都道府県知事の認可を受け、その計画の公告により、農用地の利用権が設定される。
- ・ 農地中間管理機構は、利用することが著しく困難な農用地は借り入れず、相当期間経過後も貸付けが見込まれないとき等は賃借契約を解除できる。
- ・ 農地中間管理機構は、都道府県知事の承認を受けて、業務の一部を他の者に委託できる。

6 農林水産大臣による評価等

農林水産大臣は、事業の実施状況を全国的な見地から評価し、効率的・効果的な取組に関する情報を公表する。

7 その他

- (1) 施行期日は、公布日から6月以内の政令で定める日
- (2) その他所要の規定の整備を行う。

Ⅱ 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律

1 農業経営基盤強化促進法の一部改正

(1) 農地中間管理機構の事業の特例

都道府県知事が事業規程を承認したときは、農地中間管理機構は、農地の売買の事業等を行うことができる。

(2) 青年等の就農促進

都道府県が融資していた青年等就農資金（無利子資金）を日本政策金融公庫から融資することなど、青年等の就農促進策を強化する。

(3) 法人化等の推進

国及び地方公共団体は、農業経営の法人化、集落営農の組織化、農業法人に対する投資の円滑化に努める。

2 農地法の一部改正

(1) 遊休農地対策の強化

- ・ 農業委員会は、遊休農地があるとき又は耕作の業務に従事する者が不在となったとき等は、農地の所有者等に対し、意向調査を行い、農地中間管理機構への貸付けを促すとともに、都道府県知事の裁定による利用権設定までのプロセスを簡素化する。
- ・ 遊休農地の所有者等が不明の場合の公告制度を改善する。

(2) 農地台帳等の法定化

農地台帳及び地図の作成・公表を農業委員会に義務づける。

3 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部改正

農業法人投資育成事業に関する計画を作成し農林水産大臣の承認を受けることができる者として、投資事業有限責任組合を追加すること等の措置により、農業法人に対する投資の円滑化を図る。

4 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の廃止

5 その他

(1) 施行期日は、公布日から9月以内の政令で定める日（3の改正については、公布日から6月以内の政令で定める日）

(2) その他所要の規定の整備を行う。